

税

などの納付について

納税に関するお問い合わせは 税務課税務グループ ☎ (22) 2513

納税通知書について

平成26年度分の町税や後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書は、それぞれ最初の納期の月に送付します。

町税や保険料は、納期限内に納付してください。事情により、納期限内の納付が難しい方は、相談に応じますので、お早めにご連絡ください。

▼異議の申し立て

納税（納入）通知書をご覧になり、納得できないなどと感じた際は、納税（納入）通知書を受け取った日から60日以内に町（後期高齢者医療保険料にあつては北海道）に対して異議を申し立てることができます。

■町道民税

均等割額が引き上げられます。町道民税（いわゆる「住民税」）は、その年の1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は、所得割と均等割から成り立っており、一定の所得がある方に対して課税さ

れます。例えば、前年中に退職された方でも、前年の所得（退職手当に類する分は除く。）に対して課税されます。

納税通知書は、給料から特別徴収（天引き）される方は5月上旬に会社を経由して、普通徴収（納付書又は口座振替で納める方法）の方は6月上旬に送付します。

なお、均等割額については、東日本大震災を契機とした防災・減災対策の強化を目的に、次のとおり引き上げられました。期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間です。

均等割	平成 25 年度まで	平成 26 ～ 35 年度
道民税	1,000 円	1,500 円
町民税	3,000 円	3,500 円
合計	4,000 円	5,000 円

町道民税の年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収（天引き）の対象となる方は、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。

ただし、介護保険料が年金から特別徴収されていない方など、一定の要件を満たさなければ対象になりません。

年金以外の所得に対しても課税される方の場合、年金からの特別徴収と平行して普通徴収または給料からの特別徴収で納めていただくことがあります。

対象となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。



■国民健康保険税

限度額が引き上げられます。国民健康保険税は、同一の世帯に属する方の分をまとめて世帯主の方に課税されます。

今年度から、次の二点について課税の仕組みが変わりました。詳細はお問い合わせください。

- ①その世帯に課税できる額には上限額が決められており、この上限額が引き上げられます。（合計81万円）
- ②加入者や世帯主の所得が一定の基準を下回る場合の減額措置が拡大されます。

普通徴収の方の納税通知書は、6月上旬に送付します。年金からの特別徴収となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。なお、お申し出により口座振替に切り替えることができます。ご希望の際は、事前にご連絡ください。

